

地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、次の者を京都市交通局公金収納受託者として、公金の徴収事務を委託します。

令和6年4月1日

京都市公営企業管理者
交通局長 北村 信幸

- 1 京都市交通局公金収納受託者の名称及び所在地
 - (1) 一般社団法人 京都市交通局協力会
京都府京都市右京区太秦下刑部町12番地
 - (2) 日本通運株式会社 京都支店
京都府京都市下京区東塩小路高倉町2番1
- 2 京都市交通局公金収納受託者に委託する徴収事務の種類
京都市交通局高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務
- 3 京都市交通局公金収納受託者として指定する日
 - (1) 一般社団法人 京都市交通局協力会 令和6年4月1日
 - (2) 日本通運株式会社 京都支店 令和6年4月1日
- 4 京都市交通局公金収納受託者へ徴収事務を委託する日
 - (1) 一般社団法人 京都市交通局協力会 令和6年4月1日
 - (2) 日本通運株式会社 京都支店 令和6年4月1日

(交通局高速鉄道部運輸課)